

桜ヶ丘町内会会則

令和 4年(2022 年)4 月 9 日

桜ヶ丘町内会

桜ヶ丘町内会会則

第一章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、桜ヶ丘町内会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、町内会員の福祉増進と親睦を図り、相互扶助により住民のためのまちづくりを行うことを目的とし、次の活動を行う。

- (1) 福利、厚生に関すること。
- (2) 慶弔に関すること。
- (3) 青少年の育成及び文化の向上、体育振興に関すること。
- (4) 防犯、防災及び安全に関すること。
- (5) 保健衛生及び美化・清掃、環境整備に関すること。
- (6) 社会福祉及び健康増進に関すること。
- (7) 行政及び各種団体との連絡調整に関すること。
- (8) 施設等の維持管理と利用促進に関すること。
- (9) その他、本会の目的達成に必要なこと。

(組 織)

第3条 本会は、草津市桜ヶ丘住宅地内に住所を有する者及び住宅地内に店舗、事務所または事業所を有する者をもって組織する。

(事 務 所)

第4条 本会の事務所は、桜ヶ丘会館内におく。但し、預貯金上の住所は会計宅におく。

第二章 会 員

(会員の資格)

第5条 本会の会員の資格は、次の通りとする。

- (1) 本住宅地内に住所を有する者を「正会員」とする。
- (2) 本住宅地内に店舗、事務所または事業所を有する者を「協賛会員」とする。

(会 費)

第6条 会員は、第23条及び第24条に定める会費を納入しなければならない。

(入 会)

第7条 桜ヶ丘への転入者は、別に定める桜ヶ丘町内会異動者名簿（転入）を桜ヶ丘町内会長（以下、会長と称す）に提出しなければならない。（班長ファイル No. 302 参照）

2. 本会へ、前項の転入の届出があった場合は、会長が入会の受理・承認を行う。

(退 会 等)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなったとき。その際、別に定める桜ヶ丘町内会異動者名簿（転出）を会長に提出する。（班長ファイル No. 302 参照）
- (2) 死亡、又は失踪宣告を受けたとき。

第三章 組織の構成

(構成)

第9条 本会組織の構成は次の通りとする。(班長ファイルNo. 202 参照)

- (1) 本会は最高議決機関である総会と、それに次ぐ班長会および本部役員会をおく。また、総務委員会(4名)、会計委員会(2名)、広報委員会(3名)、環境衛生委員会(8名)、文化厚生体育委員会(6名)、防災防犯委員会(6名)の各委員会をおき、各委員は班長から選出される。
 - (2) 総会は正会員全員で構成される。
 - (3) 班長会は会長および班長全員(32名)の計33名で構成される。
 - (4) 本部役員会は会長と、班長から選ばれた副会長(3名)・総務委員長・総務副委員長・会計委員長・広報委員長・環境衛生委員長・文化厚生体育委員長・防災防犯委員長の計11名で構成される。
 - (5) 他に、正会員から選出される建築協定管理委員会(5名)、桜ヶ丘会館の防火管理者(1名)をおく。
2. 本部役員数は本会の運営に応じて変更することができる。
 3. 第14条に定める顧問を必要に応じておくことができる。
 4. 前年の会計委員長を当年の会計監査とする。

(班長の役割)

第10条 班長は、正会員班内の輪番制(1年間の任期)とし、原則として留任はしない。

輪番制で選出する場合でも、健康に日常生活を営めているかどうか等を配慮する。

班長は、いずれかの委員会に所属すると共に、第27条に定める班長ファイルに示す「班長の役割」を担うものとする。班長の中から選出された委員会の委員長は本部役員を務め、総会において承認される。(班長ファイルNo. 202 参照)

(会長の選出)

第11条 会長の選出は、以下の通り行う。選出された会長は、総会において承認される。

- (1) 会長改選の年度には、総務は12月に次期会長立候補者を募集する。
- (2) 立候補希望者は募集要項(回覧)に基づき、総務あてに立候補届を提出する。
- (3) 立候補者が単独の場合には、本部役員会および班長会の審議を経て、4月の総会で信任を問う。
- (4) 複数の立候補者がある場合には、現班長会で5名の選挙管理委員を選び、選挙管理委員会を設立する。選挙管理委員会は会長選挙を告示し投票日と投票方法を町内会員に知らせる。
- (5) 立候補者がいない場合には、総務は新班長会を招集し、新班長会が会長を互選で選ぶ。会長が選ばれた班は、その班から新たな班長を選出する。
- (6) 会長が上記の(3)、(4)と(5)いずれかの方法で選出された場合には町内会員にその結果を告知する。同時に選挙管理委員会としての任務を終え、委員会の解散を宣言する。

(本部役員の任務)

第12条 本部役員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は町内会を代表し、町内活動を統轄する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長が職務を遂行できなくなったときは、これを代行する。
- (3) 会計は町内会計の任務に当たる。
- (4) 総務は会議運営で議事内容の記録、連絡書の作成などを行うとともに、桜ヶ丘会館の運営管理や異動届等の文書・記録の管理を行う。
- (5) 会計監査は会員を代表して、会計の監査を行い総会にて報告する。

(6) 各委員長はそれぞれの専門分野を統括・管理し、各委員会の業務を遂行する。

(各委員の任務)

第13条 本会の各委員会の委員は、委員長を補佐しその活動に協力する。

各委員会の委員長は、委員の中から選出され、委員会活動を統括すると共に本部役員に就任する。他に、市および地区関係として青少年育成、人権教育推進、体育振興、社会福祉、環境・防災等を本部役員と各委員が分担し務める。(班長ファイルNo. 202 参照)

(顧問)

第14条 本会は顧問を置くことができる。顧問の任命は班長会の議決で行い、任期は班長に準じる。

2. 顧問は町内会の諮問役として、本部役員会と班長会に意見を具申することができる。

(任期)

第15条 会長を除く本部役員と各委員の任期は、4月1日より翌年の3月31日迄の1ヵ年とする。

ただし、任期終了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

2. 会長の任期は2ヵ年とし、再任は妨げないが2期4年を限度とする。(会長経験者も含む)

3. 本部役員に欠員を生じたときは、委員長の場合は副委員長を後任とする。ただし、後任の本部役員の任期は前任者の残任期間とする。

4. 本部役員と各委員の改選は、毎年2月から3月までの間に行う。

第四章 総 会

(総会)

第16条 本会の総会は、毎年度4月に定期総会を開催し、必要に応じて臨時総会を開催できる。

2. 総会は、正会員をもって構成し、会長が招集する。

3. 総会は、本会則に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

4. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が認めたとき。

(2) 全正会員の5分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

5. 臨時総会開催の請求があった場合、会長はその請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

6. 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

7. 総会は、正会員の過半数の出席(委任状含む)をもって成立し、議事は出席者の多数決によって決める。可否同数の場合は、議長がこれを決定する。

8. 正会員は、総会において各々1個の表決権を有する。

9. 【書面表決】 緊急その他の事由により、総会の開催が困難な場合には定期総会の概要を記載した書面を会員に送付しその意見を徴し、または賛否を問い多数決の結果をもって議決に代えることができる。

(総会の議事録)

第17条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を総務が作成・保管し、必要に応じ発行する。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の在籍数及び出席者数(委任状を含む)

(3) 開催目的、議事事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

2. 議事録には、総会の議長が署名・押印をしなければならない。

(総会に付議する事項)

第18条 次の事項は、総会に付議しなければならない。

- (1) 新年度の本部役員の選任に関すること。
- (2) 本会則の変更に関すること。(但し、誤字の訂正やNo.の変更等の内容に関わらない変更の時は、総会の承認を必要としない。)
- (3) 活動報告及び会計報告の承認に関すること。
- (4) 活動計画及び予算に関すること。
- (5) その他本会の運営についての重要な事項。

第五章 班長会及び本部役員会

(班 長 会)

第 19 条 本会に班長会を設ける。

- (1) 班長会は総会に次ぐ議決機関であり、会長および班長全員をもって構成する。
- (2) 班長会は定期開催（月 1 回）のほか必要に応じて、会長がこれを招集する。
- (3) 班長会の議長は、会長が指名する。
- (4) 班長会は、定数の三分の二以上の出席をもって成立し、議事は出席者の多数決によって決める。可否同数の場合は、議長がこれを決定する。

(班長会に付議する事項)

第 20 条 班長会に付議しなければならない事項は次の通りとする。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) 会長の報酬および本部役員の経費。
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(本部役員会)

第 21 条 本会に本部役員会を設ける。

- (1) 本部役員会は町内会の基本方針を立案・提言・執行する機関である。
- (2) 本部役員会は定期開催（月 1 回）のほか必要に応じて、会長がこれを招集する。
- (3) 本部役員会では、次の事項を審議する。
 - ・総会、班長会に付議する事項。
 - ・運営に関わる事項の調整、調査、提案事項、情報交換等。
 - ・その他本会則に定める事項。
- (4) 本部役員会は各委員長から活動報告を受けその調整を行い、意思決定に関わる。

第六章 会計及び会計監査

(会 計)

第 22 条 本会の経費は町内会費及び寄付、その他の収入をもって当てる。

- (1) 必要があるときは、班長会の議決を経て臨時会費を徴収することができる。
- (2) 会計は会計簿を備えつけ、3 年間保存しなければならない。
- (3) 会計年度は、4 月 1 日より翌年 3 月 31 日迄とする。

(町内会費)

第 23 条 町内会費は、第 2 条の目的を遂行する為に充当する。

- (1) 町内会費は次の通りとする。

・正会員	一世帯当り	年額 6,000 円 (月額 500 円)
・協賛会員	一事業所当り	年額 6,000 円 (月額 500 円)
- (2) 町内会費は、原則月当番が毎年 4 月に 1 年分の 6,000 円をまとめて徴収し、班長経由で会

計に納入することとし、一括前納を原則とする。

(3) 町内会費徴収時には、第24条に定める「桜ヶ丘会館の修理及び建築準備金」1,000円も同時に納入しなければならない。尚、転入者の町内会費は、15日時点での居住の有無で当月及び翌月以降分を納入することとし、一括前納を受ける。

(4) 既納の町内会費は、会員の転出等が発生した場合に限って、転出等の事実が発生した月の15日時点での居住の有無で清算し返還する。

ただし、その他の既納の納付金は、いかなる理由があっても返還しない。

(修理及び建築準備金)

第24条 桜ヶ丘会館の修理及び建築準備金

(1) 町内会費とは別に次の通り徴収し、特別会計として積み立てる。また、必要に応じて一般会計の一部を建築準備金に充てることが出来る。

(2) 正会員一世帯当り、年額1,000円を毎年4月に徴収する。

(3) 4月16日以降の転入者は、翌年度から徴収する。

(会計監査)

第25条 会計監査は会計年度終了時点で定期監査を行い、総会に報告しなければならない。

2. 正会員より臨時に監査請求があるときは、会長の承認を経て、会計監査は請求のあった日から15日以内に行われなければならない。

第七章 慶 弔

(慶 弔)

第26条 本会員に慶弔が生じた場合は、会員の届け出により下記の慶弔金をおくる。届出の有効期間は、発生から1年間とする。

- | | | |
|------------|---------------|---------|
| (1) 出産祝金 | | 5,000円 |
| (2) 子女入学祝金 | 小学校入学時1名につき | 5,000円 |
| (3) 香典 | 世帯主及び世帯員死亡のとき | 10,000円 |

第八章 その他

(班長ファイル)

第27条 本会則をはじめ、町内会の規則・その他の文書類を「班長ファイル」にまとめる。会員が希望すれば、所属する班長宅または桜ヶ丘会館の事務所に閲覧することが出来る。

(桜ヶ丘会館)

第28条 桜ヶ丘会館の運営は「桜ヶ丘会館運営規定」に従う。(班長ファイルN0.701 参照)

(関連の会)

第29条 本会と共に、同好会、サークルおよび子ども会等をおく。(班長ファイルN0.702 参照)

(各班、班員の役割)

第30条 本会は班（または複数班）毎に月当番、ゴミステーション当番、月例清掃当番をおく。

(班長ファイルN0.208 参照)

(会則の改廃)

第31条 本会則の改廃は、総会の決議を経て行う。

(備付け帳簿及び書類)

第32条 本会の事務所には、次の帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 会則

(2) 会員名簿

- (3) 認可及び登記等に関する書類
- (4) 総会、班長会及び本部役員会の記録
- (5) 収支に関する帳簿（会計宅も可とする）
- (6) 財産目録等資産の状況を示す書類
- (7) 班長ファイルの原簿
- (8) 保険等の契約に関する書類
- (9) その他の必要な帳簿及び書類

（委 任）

第33条 本会則の施行に関し必要な事項は、総会の議決を得て会長が別に定める。

（施 行）

第34条 本会則は、初版制定の昭和57年（1982年）12月19日より実施する。

（年号表示）

第35条 本会での文書に使用する年号は、和暦（西暦）での表示を基本とする。

＜昭和57年から令和3年迄の改廃履歴（但し条項番号等は変更時のもの）＞

※ 第三章 役員 第14条（役員の任期）は

平成29年4月改正、4月1日より実施

第10条（役員の選任）3号、第14条 1～4号は 平成31年4月改正
4月14日より実施

※ 第四章 会計及び会計監査 第18条の（町内会費）は

平成5年4月改正、5月1日より実施

※ 第四章 会計及び会計監査 第17条（3）項および第18条（2）項は

平成12年4月15日総会に於いて改正

第四章 第15条（総会）に9.【書面表決】追加

令和3年4月改正、4月1日より実施

※ 第五章 慶弔 第22条の（支給基準）は

昭和60年1月改正、2月1日より実施

昭和63年1月改正、2月1日より実施

平成2年12月改正、平成3年1月1日より実施

平成5年4月改正、5月1日より実施

※ 第五章 役員会及び本分会 第19条（役員会に付議する事項）の（3）、第20条（本分会）

の（1）は、平成31年4月改正、4月14日より実施

※ 第六章 自治会館の運営 第25条の（自治会館の使用料）は

平成5年6月改正、7月1日より実施

※ 第六章 自治会館の運営 第26条の（自治会館の修理及び建築準備金）は

平成6年1月改正、4月1日より実施

※ 第六章 会計及び会計監査 第24条（町内会費）は

平成29年4月改正、4月1日より実施

※ 第七章 慶弔 第27条（慶弔）は 平成31年4月改正、4月14日より実施

※ 第八章 自治会館の運営 第29条の（管理者）は
平成30年4月改正、4月7日より実施

※ 会則改正 平成6年1月15日総会に於いて改正、平成6年4月1日より実施
平成9年4月12日総会に於いて改正、平成9年5月1日より実施
平成22年4月10日総会に於いて改正、平成22年5月1日より実施
平成24年4月総会に於いて改正
平成25年4月総会に於いて改正
平成26年4月総会に於いて改正
平成27年4月総会に於いて改正
平成29年4月総会に於いて改正
平成30年4月総会に於いて改正
平成31年4月総会に於いて改正
令和3年4月総会に於いて改正

<会則の改廃履歴「令和4年(2022年)度以降分」>

日付	条項	改廃の内容
令和4(2022).4.01		全面改訂